

知ってる？

秋田県意思疎通支援事業のご案内

秋田県意思疎通支援事業をご存知ですか？



意思疎通支援事業とは…

聴覚障害者とその他の人とのコミュニケーションを円滑に行うために、専門性の高い手話通訳者・要約筆記者を派遣し自立と社会参加の促進を目的とした事業です。手話通訳者・要約筆記者を総称して意思疎通支援者と言います。

手話通訳

手話を使って聴覚障害者と健聴者の相互のコミュニケーションを仲介します。

要約筆記

話し手の話の内容をその場で文字（手書き・PC）で伝える通訳です。

誰が申請するの？

→全県域を対象とした行事等を主催する障害者団体や民間企業・団体が申請できます。

派遣費用は？

→障害者団体が主催の対象行事は、原則無料です。企業等の場合は派遣費用等をご負担いただきます。

どんな事に派遣出来る？

→全県域の住民を対象とした「企業や団体が主催する研修会等」や「障害者団体の会議・研修等」

どこに申請するの？

→（団体等）申請書に記入して下記連絡先までお申し込み下さい。

どこに申請するの？

→（個人の場合）お住いの市町村が窓口です。市町村障害福祉担当窓口にお問い合わせ下さい。

※原則として派遣を依頼する2週間前までに

お申し込み下さい。
その他、ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

詳細、ご不明な点等ありましたら下記へお問い合わせ下さい。

秋田県聴覚障害者支援センター

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階

TEL:018-874-8113 FAX:018-862-1820

MAIL: akita-chokaku@fukinoto.or.jp URL: <http://www.fukinoto.or.jp/chokaku/>

※原則として「政治団体の活動」「宗教活動」「営利活動」その他不適切と思われる場合は派遣出来ません。